

さわだ和秀後援会	川 除 大 輔	荒 瀬 顕 功	富山市長附 474	R3. 1.24	R3. 1.26
----------	---------	---------	-----------	-------------	-------------

富山県選挙管理委員会告示第7号

政治団体の名称等の異動届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、令和3年1月中に次の政治団体の届出事項の異動届出があったので、次のとおり公表する。

令和3年2月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日	届 出 年月日
自由民主党新湊連 合支部	四方 正治	会 計 責 任 者	石 黒 善 隆	吉 野 省 三	R2. 6.8	R3. 1.20
自由民主党射水市 連合支部	四方 正治	会 計 責 任 者	石 黒 善 隆	吉 野 省 三	R2. 6.11	R3. 1.20
自由民主党滑川市 連合支部	高橋 久光	会 計 責 任 者	大 門 良 輔	青 山 幸 生	R3. 1.21	R3. 1.21
自由民主党小矢部 市連合支部	筱岡 貞郎	主たる事務所 の所在地	小矢部市本町6- 37	小矢部市石動町 1-1石動アネ ックスビル 302 号	R2. 12.24	R3. 1.22

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日	届 出 年月日
清 信 会	高田 重信	会 計 責 任 者	田 上 達 朗	千 石 勝 彦	R3. 1.6	R3. 1.6
中川ただあき太田 地区後援会	柴原 光幸	主たる事務所 の所在地	富山市西番503	富山市太田南町 264		
		代 表 者	柴 原 光 幸	中 村 知	R3. 1.20	R3. 1.20

		会 計 責 任 者	柴 原 光 幸	中 村 知		
林まさゆき後援会	前田 利寛	主たる事務所の所在地	氷見市幸町32-41	氷見市鞍骨3117	R3. 1.18	R3. 1.20
野上浩太郎新湊後援会	四方 正治	会 計 責 任 者	石 黒 善 隆	吉 野 省 三	R2. 6.8	R3. 1.20
たちばな慶一郎新湊後援会	四方 正治	会 計 責 任 者	石 黒 善 隆	吉 野 省 三	R2. 6.8	R3. 1.20
石井たかかず射水市後援会	夏野 元志	会 計 責 任 者	石 黒 善 隆	吉 野 省 三	R2. 6.11	R3. 1.20
野上浩太郎小矢部市後援会	筱岡 貞郎	主たる事務所の所在地	小矢部市本町6-37	小矢部市石動町1-1石動アネックスビル302号	R2. 12.24	R3. 1.22
赤池伸彦後援会	本多 精一	主たる事務所の所在地	南砺市砂子谷1523-1	南砺市砂子谷850	R2. 12.23	R3. 1.27
山森文夫後援会	小谷 秀三	代 表 者	小 谷 秀 三	水 上 昭 次	R3. 1.27	R3. 1.27

富山県選挙管理委員会告示第8号

政治団体の解散届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、令和3年1月中に次の政治団体から解散届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和3年2月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 届 出 年月日	届 出 年月日
石井隆一後援会小矢部女性の会	嶋 田 幸 恵	沼 田 道 代	小矢部市埴生435-8	R2. 12.27	R3. 1.5
石井隆一婦中町後援会	藤 井 裕 久	武 田 義 輝	富山市婦中町中名1606-1	R2. 12.30	R3. 1.5

石井隆一婦中町女性 後援会	角内智子	藤井 薫	富山市婦中町中名 1606-1	R2. 12.30	R3. 1.5
山崎あきら後援会	藤井宗一	宮崎周二	魚津市上村木1-13- 22	R2. 12.31	R3. 1.6
石井たかかず富山中 部高校卒業生後援会	朝日重剛	大愛恒雄	富山市丸の内3-3-6 井上ビル	R2. 12.31	R3. 1.6
石井たかかず高岡後 援会	塩谷雄一	山本 徹	高岡市丸の内1-40 高岡商工ビル内	R2. 12.31	R3. 1.14
石井たかかず後援会 上市町女性の会	小柴順子	平井和恵	中新川郡上市町西中 町38	R2. 12.18	R3. 1.19
石井隆一山田女性部 後援会	森口真裕美	山崎英津子	富山市山田中村486	R2. 12.6	R3. 1.20
朝日町石井たかかず 後援会	笹原靖直	水野仁士	下新川郡朝日町沼保 977-1	R2. 12.31	R3. 1.21
石井隆一大山女性後 援会	泉 美恵子	金山明美	富山市亀谷594	R2. 12.31	R3. 1.21
石井隆一小矢部市後 援会	桜井森夫	義浦英昭	小矢部市石動町1-1	R2. 12.31	R3. 1.22
舟見地区鹿熊正一後 援会	愛場 巖	愛場光雄	下新川郡入善町舟見 1758	R2. 12.31	R3. 1.25
石井隆一宅建協会後 援会	前田隆夫	坂本博志	富山市元町2-3-11	R2. 12.31	R3. 1.26
石井隆一射水市女性 部後援会	尾山春枝	長慶禮子	射水市放生津町17- 10	R2. 11.22	R3. 1.26
石井隆一後援会魚津 女性の会	千田由美子	青山芳枝	魚津市大海寺野1181	R3. 1.13	R3. 1.26

富山県選挙管理委員会告示第9号

資金管理団体の指定届出の公表について

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、令和3年1月中に資金管理団体の指定届出があったので、次のとおり公表する。

令和3年2月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	届 出 年月日
出町 讓	高岡市長 (候補者等)	あ！たかおかPR研究会	高岡市大手町11-37	R3. 1.24	R3. 1.25

富山県選挙管理委員会告示第10号

選挙運動等に関する規程の一部改正について

選挙運動等に関する規程（平成8年富山県選挙管理委員会告示第72号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

第10条第3項後段を削る。

第11条第3項後段を削る。

第12条第3項後段を削る。

第40条第3項後段を削る。

第41条第3項後段を削る。

第48条第3項後段を削る。

第49条第3項後段を削る。

第1号様式その1中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- ※欄は、異動届のときのみ記入すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第1号様式その2中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 ※欄は、異動届のときのみ記入すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第2号様式及び第3号様式中「印」を削る。

第8号様式中「印」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

- 5 候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第9号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 届け出る選挙運動用ビラ1枚（2種類の場合には、それぞれ1枚）を添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第11号様式その1中「候補者 印」を「候補者」に改め、同様式備考4の次に次のように加える。

- 5 候補者本人が請求する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第11号様式その2中「代 表 者 氏 名 印」を

「代 表 者 氏 名」に改め、同様式備考5の次に次のように加える。

- 6 政党その他の政治団体の代表者本人が請求する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式 削除

第14号様式中「代 表 者 名 印」を「代 表 者 名」に改め、同様式備考5の次に次のように加える。

- 6 政党その他の政治団体の代表者本人が請求する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第15号様式を次のように改める。

第15号様式 削除

第17号様式中「代 表 者 名 印」を「代 表 者 名」に改め、同様式備考4の次に次のように加える。

- 5 政党その他の政治団体の代表者本人が請求する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第18号様式を次のように改める。

第18号様式 削除

第20号様式その1中「印」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

- 5 候補者本人が申し出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その

代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式その2中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式その3中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第28号様式その1中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 推薦届出者が出納責任者を選任し、この届出を行う場合は、その選任についての候補者の承諾書を、また、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者証明書を添えること。
- 2 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第28号様式その2中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 この届出を行う場合は、その選任についての候補者の承諾書を添えること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書

類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第29号様式その1中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第29号様式その2中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第30号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第31号様式その1及び第31号様式その2中「印」を削る。

第34号様式中「印」を削り、同様式の備考として次のように加える。

備考 公職の候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第35号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は

提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第37号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第41号様式中「代表者名 印」を「代表者名」に改め、同様式備考4の次に次のように加える。

5 政治団体の代表者本人が請求する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第42号様式を次のように改める。

第42号様式 削除

第44号様式中「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改め、同様式備考4の次に次のように加える。

5 政治団体の代表者本人が請求する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第45号様式を次のように改める。

第45号様式 削除

第46号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 頒布しようとするビラの見本1枚（2種類の政治活動用ビラがある場合には、それぞれ1枚）を添付してください。

2 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は

富山県選挙管理委員会告示第11号

選挙公報発行規程の一部改正について

選挙公報発行規程（平成8年富山県選挙管理委員会告示第71号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

第5条第1項中「第3条第5号」を「第3条第6号」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条第1項関係）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項（富山県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条）の規定により選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住所

候補者氏名

富山県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

記

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写 真 別添のとおり
- 3 事務担当者の氏名
- 4 連絡場所及び電話番号

備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条第1項関係）

選挙公報掲載文撤回申請書

年 月 日申請した選挙公報の掲載文を撤回したいので申請します。

年 月 日

住所

候補者氏名

富山県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条第1項関係）

選挙公報掲載文修正申請書

年 月 日申請した選挙公報の掲載文を修正したいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住所

候補者氏名

記

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 事務担当者の氏名
- 3 連絡場所及び電話番号

富山県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第14条関係）

選挙公報掲載文原稿用紙再交付申請書

年 月 日受領した選挙公報の掲載文原稿用紙を（紛失した・汚れ等で
使用できなくした)ので、再交付願います。

年 月 日

住所

候補者氏名

富山県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、そ
の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の
本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他
の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。